

郷土先覚者漫画制作業務委託企画提案競技実施要領

1 事業の目的

宮崎県輩出の偉人（以下「郷土先覚者」という。）について、その偉業や人柄を分かりやすく描いた漫画を制作する。当該漫画を通じて、子どもをはじめ、多くの県民に郷土先覚者への興味関心を高めてもらうとともに、その偉業についての理解を促し、県民の郷土に対する誇りの醸成や郷土愛を深めることを目的とする。

2 業務の名称

郷土先覚者漫画制作業務

3 業務の内容

別紙（業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月31日（水）まで

5 委託料の上限額

2,178,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
※委託料の支払いは委託業務完了後の精算払いとする。

6 委託先の選定

企画提案協議を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

7 参加資格

- (1) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で種目が「デザイン制作」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。

8 企画提案協議実施の告知方法

県ホームページにより告知

9 スケジュール

- | | | |
|-----|--------------|-------------|
| (1) | 令和3年4月19日(月) | 企画提案競技実施通知 |
| (2) | 令和3年4月28日(水) | 質問受付締め切り |
| (3) | 令和3年5月12日(水) | 企画提案書等提出期限 |
| (4) | 令和3年5月下旬 | 業者決定、審査結果通知 |

10 企画提案競技の方法

(1) 質問受付

企画提案競技に関する質問は、質問書(別紙2)をFAX、電子メール又は持参により令和3年4月28日(水)午後5時まで受け付ける。FAXの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、質問に関する回答は、質問者に対し電子メール又はFAXで行う。ただし、応募者全員に影響する回答の場合は、県庁ホームページに回答の掲載を行う。

(2) 企画書等の提出

各者の提案は1者1案とする。

① 提出物

ア 企画書(A4判) 【原本1部、コピー6部】

以下の内容を盛り込むこと。ただし、コピー6部については提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

- ・ 実施方針
- ・ 実施方法
- ・ 実施内容

(郷土先覚者の偉業や人柄をどのように捉え、それをどのように子ども(小学校中学年から)に訴求していくのかについても記載してください。)

- ・ 実施計画
- ・ 作業日程
- ・ 実施体制
- ・ その他

※ 事業内容のイメージができるもの(絵コンテ等)があれば添付すること。

イ 見積書 【原本1部、コピー6部】

- ・ 金額は税込とし、宛先は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務名は「郷土先覚者漫画制作業務」とすること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・ コピー6部については提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案者名を記載すること。

ウ 会社概要（既存のもの）	1部
エ 誓約書（別紙1）	1部

② 提出期限等

- ア 提出期限：令和3年5月12日（水） 午後5時まで（必着）
- イ 提出方法：持参又は郵送
※郵送の場合は、書留又はそれと同等の手段に限る。
- ウ 提出先：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

11 審査

(1) 審査方法

提出された企画書及び見積書をもとに、書類審査により最も優れた提案を選定する。なお、提案者が1者の場合は、採点を行った上で、業務の円滑な遂行の可否について判断する。

(2) 審査基準

- ア 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか。
- イ ターゲットへの訴求等、効果的な事業展開ができる提案であるか。
- ウ 当該業務を遂行できる業務実施体制、スケジュールであるか。
- エ 提案内容に応じた妥当な見積積算であるか。
- オ 現在や過去において、同種の業務を請け負った実績があるか。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、採択・不採択にかかわらず通知する。

12 著作権

当該業務により作成した成果物に係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

13 その他

- (1) 提出された資料は返還しない。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

14 書類提出先及び問合せ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁1号館4階）
 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 文化振興担当 岩城
 電話 0985-26-7099
 FAX 0985-32-0111
 電子メール iwaki-tomoko@pref.miyazaki.lg.jp